

第3回東京都版市場化テストモデル事業監理委員会 議事概要

1 日 時

平成19年3月15日（木）14時00分から

2 場 所

東京都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 23

3 出席者

〔委員〕 根本委員長、灰原委員、松崎委員、泉本委員、有我専門委員

〔都側〕 事務局（総務局行政改革推進部、財務局経理部（企画担当））、

財務局経理部（契約調整）、産業労働局総務部、産業労働局雇用就業部

4 議 題

(1) モデル事業「官民競争入札」の結果報告

① 「官民競争入札」結果の概要

② 質と価格の向上について

(2) モデル事業実施科目の今後の取り扱いについて

① モニタリング及び事業実施後の評価の具体的手法

② 平成20年度事業実施者の選定方法

③ モデル事業実施による直営訓練科目への波及効果

(3) モデル事業（事業実施予定者選定までのプロセス）の検証について

① 「官民競争入札」参加事業者からの意見

② 検証事項

(4) 平成19年度における市場化テストの実施について

① 東京都市場化テストモデル事業監理委員会の今後の取扱い

② 対象事業の選定

③ スケジュール

(5) その他

5 議 事

(1) 総務局行政改革推進部長あいさつ

- ・ 本日は、今回モデル事業で実施された「官民競争入札」の検証の方向性、4月からのモニタリングの具体的な手法、平成19年度の対象事業についてご意見をいただきたい。
- ・ 「行財政改革実行プログラム」でも公表したが、今回のモデル事業の検証を踏まえつつ、平成19年度中には、本格実施を実現したい。
- ・ 本日の議題についても、委員の皆様にはその幅広い見地からご意見やご提案をいただき、よりよい市場化テストの制度構築を目指していく。

(2) 出席確認及び資料確認

- ・ 資料1については、民間事業者のノウハウに関わる内容が含まれるため、委員会修了後回収させていただく。

(3) 事務局及び産業労働局より説明

◇ 議題1

モデル事業「官民競争入札」結果について、資料1により事務局説明

- ・ 「官民競争入札」の結果概要について説明
- ・ 訓練等の質については、実施状況を見ないと結果は分からないが、民間事業者の提案で、質の向上が期待できるものは別紙2のとおり
- ・ 価格について、東京都の提案額と事業実施予定者の入札額を比較すると、発生主義ベースであるが、全科目合計で約8,000万円の削減が図られている。

◇ 議題2

① モニタリング及び事業実施後の評価の具体的手法について、資料2により産業労働局雇用就業部説明

② 平成20年度事業実施者の選定方法について、資料3により産業労働局雇用就業部説明

- ・ 民間事業者、東京都が実施する科目ごとに、各ケースについて、東京都全体の市場化テストの方向性を踏まえつつ検討していく。

③ モデル事業実施による直営訓練科目への波及効果について、産業労働局雇用就業部説明

- ・ 市場化テストは、既存の事業を検証し、改善の契機になるという波及効果がある。事業がまだ始まっていないため、まだ波及効果が図られていないが、今後検証を行っていく。

◇ 議題3

① 「官民競争入札」参加事業者からの意見について、資料4により事務局説明

- ・ 入札終了以降、参加事業者から今回の市場化テストについて意見をお伺いしたところ、資料4の意見をいただいた。意見のうち、改善すべき事項については、別紙5の検証事項に反映させている。

② モデル事業の事業実施予定者選定までのプロセスの検証事項について、資料5により事務局説明

- ・ 参加事業者の意見等も踏まえ、検証事項を洗い出し、検証すべき時期ごとにまとめた。今後、各事項について検証し、報告する。

◇ 議題4

① 東京都市場化テストモデル事業監理委員会の今後の取扱いについて、資料6により事務局説明

- ・ 平成19年度に新たな監理委員会を設置予定
- ・ モデル事業のモニタリング及び評価は新たな委員会へ引き継ぎ。
- ・ 委員構成については、現行委員の方々にご参画いただければありがたい。

② 平成19年度における市場化テスト対象事業の選定について、参考2、資料7及び参

考3により産業労働局雇用就業部及び事務局説明

- ・ 第8次東京都職業能力開発計画の内容説明
- ・ 公共職業訓練業務については、短期課程6ヶ月訓練について、平成19年度に行う民間事業者等の意見募集結果を踏まえ科目を選定していく。
- ・ 施設内訓練についても市場化テストの実施に向け検討
- ・ 普通課程訓練については、厚生労働省の検討状況を踏まえつつ検討
- ・ 他の対象業務については、都の事務事業全般についての意見公募及び庁内提案受付を行い、選定の参考とする。
- ・ 国における対象業務の検討状況を説明

③ 平成19年度における市場化テスト予定スケジュールについて、資料8により事務局説明

- ・ 平成19年7月頃、実施方針を策定
- ・ 9月に実施要項策定、入札公告を行い、事業実施予定者を11月末頃決定
- ・ 委員会は計4回開催する予定

(3) 質疑の概要

【議題1】

- 資料1の内容のうち、対外的に発表している内容はどれか。

〔事務局〕

資料そのままではないが、資料1のうち別紙1、3の内容を公表している。

- 有明校の2科目について、賃借料の影響については表記しているのか。

〔事務局〕

表記していない。

- 有明校の2科目については、都の提案価格が非常に高くなっているが、分かりにくいのか。

〔事務局〕

今のところは特段の意見、質問等を頂戴してはいない。ただし、有明校の賃借料については、外部監査で指摘を受け、明らかとなっている。

- 資産を持っている者が有利になるのはどうなのかという観点で見ると、都が不利か。
- 議題1については了解いただいたということでよろしいか。

(了承)

【議題2】

- 事業評価の判定と委託費の支払いの関係はどうなっているか。

〔産業労働局総務部〕

評価結果に関わらず、委託費は支払う。

- それでは、何のために判定するのか。

〔産業労働局雇用就業部〕

モニタリングにより実施状況を確認し、一定以上のサービス水準を確保するため。

- 的確な履行を確保できなかつたらどうなるか。

[産業労働局雇用就業部]

契約上の問題となる。

- 2人でモニタリングを行うということだが、現場に行ったときに、2人がそれぞれチェックするのか、それとも2人で相談して行うのか。

[産業労働局雇用就業部]

提案書にもとづき、客観的な数値として現れるものは議論する必要は無いが、内容的な部分については、一方的に×をつけるのではなく、事業者と都で確認を行っていく。

- やりとりの記録は残すのか。

[産業労働局雇用就業部]

その方が良いと考えている。

- 民間事業者としてはどうか。

- 判定でCがついた場合、その評価が今後どのように扱われるのかが問題。特区で株式会社が参入した際、最後の段階でたくさんの問題が噴出し、全体の世論としては株式会社は好ましくないという方向に行き着くような感じがあった。マイナス評価により何らかの方向性が出てしまうことも有り得ると思う。C判定は慎重にお願いしたい。

[産業労働局雇用就業部]

我々としては、判定を行い、改善を促すことによって一定の水准确保を図ることを目的としており、Cをつけることが目的ではない。×が1ついた場合でも、総体的な1年間のベースの中で、改善が図られていけば、Cということは無いと考えている。

- 個々の評価まで公表するのか。

[産業労働局雇用就業部]

参考1にあるとおり、項目毎でなく、概略を公表することとなる。その中で、特に指摘すべきものをプラス面、マイナス面を含めて公表したい。その他、修了率、就職率などを公表する。1年分の評価については、前期・後期訓練の業務の実施状況、修了率、就職率などを総合的に判定し、評価したい。

- 評価の次年度への反映についてであるが、次年度の事業者の選定は評価の出る前に行われる。その時間の関係を、今後考えなければならない。

[事務局]

モニタリングは前期・後期各2回行うが、前期の2回分のモニタリング結果は反映できるかと思う。前半だけの評価結果をもってプラスやマイナスの評価とするかは今後議論する必要があると思う。委員の方々のご意見をいただきながら検討していきたい。

- 臨時のモニタリングとはどのような時か。

[産業労働局雇用就業部]

生徒からの苦情や、個人情報の問題などの緊急の場合を想定している。また、チェックということだけでなく、事業がスムーズに行くために都が入っていく場合も考えられる。事業者と調整しながら行っていきたい。

- イレギュラーと考えてよいか。

[産業労働局雇用就業部]

そのとおり。

- 評価結果の公表の際は、委員会が意見を出すのか。

[事務局]

委員会で意見をお伺いし、それを踏まえて公表していきたい。

- 都が実施する場合の間接経費の算定の問題がある。これはかなり専門性の高い。将来そういう内容がでてくることを各委員にご認識いただきたい。

- 資料3の20年度の事業実施者選定方法は今後検討ということだが、決定はどのようなプロセスになるか。

[事務局]

今のところ、実施方針の中で決定していきたいと考えている。

- 第1回の監理委員会でということか。

[事務局]

そこで意見をいただいた上で、都として決定したいと考えている。

- 現段階で、各委員のほうからご意見はあるか。

- 基本的には全てのケースを想定しているのか。

[事務局]

非常に蓋然性の高いケースを想定していることになる。厳密に言えば、民間事業者が実施している科目についても、履行状況が悪い場合などは、都が実施する場合もケースとしては有り得るが、あまり現実的ではないため、ここでは記載していない。

- 民間委託となった場合、履行状況が良好な場合、その事業者が引き続き実施する場合も有り得るか。

[事務局]

特命ということになるが、競争が原則なため、特命理由を整理するのが難しい。

[財務局契約調整]

なかなか難しい。

- 評価でAがついた民間事業者が参加した場合は、加算するという形になるのか。

[事務局]

通常的一般競争入札の場合は困難である。総合評価やプロポーザル方式を取るのであれば有り得る。今後、契約手法や評価基準の検証次第と考えている。

- 市場化テストの民間競争入札というのはどうか。

[事務局]

そこも検討中である。市場化テストをやるまでもないという考え方もあるので、市場化テストのプロセスでなくて、通常の民間競争入札のプロセスの中でやるという整理もできるのではないかと考えている。そうでないと、累積した案件をすべて市場化テストにかけるのはかなり煩雑となる。今のところ、都では市場化テスト制度での民間競争入札はあまり考えていない。

- その場合、何が簡素化されるのか。

[事務局]

監理委員会での意見聴取のプロセスは省略される。

- 一般競争入札はともかく、総合評価の場合の客観性はどうか確保されるのか。

[事務局]

総合評価方式の場合、自治法施行令により、学識経験者による意見聴取手続きが定められている。モデル事業では、本委員会が兼ねることとしたところである。

- 民間競争入札の場合には、行政改革推進部は絡まないということか。

[事務局]

入札手続きにはからまない。ただし、民間委託するなど、大きな判断には関与する。

- 監理委員会は新しいものに専念するということか。その辺も引き続き検討していただくということか。
- モデル事業実施による直営訓練業務への波及効果について、ここで得られたノウハウを直営科目に積極的に取り入れたいという話であるが、これはよろしいか。

[産業労働局雇用就業部]

事業評価を行う中で、取り入れて行くべきものが出てくるのではないかと期待している。

- 提案者の権利との関係で、知的所有権の扱いはどうなるか。
- 民間事業者にとって非常に気になるところである。提案が都に取り入れられるとなると、抵抗があるかも知れない。どのように参考とするのか。

[産業労働局雇用就業部]

実際に現場に行って確認しつつ判断させていただきたい。ご指摘の部分については、心して気を付けて行きたい。

- 募集のときの知財権の取り扱いについては、一般の募集要項と同じように記載しているのか。
- 契約書にはそこまでは明記していないか。
- 抽象的な言葉が普通入るが。商標登録をしていないからいいかというところもそう簡単でもない。線引きをしっかりとしないと訴訟を受けるリスクになる。もう少し整理が必要か。
- 個別の確認が必要になるのではないか。また、具体的な波及をどの辺まで考えているかという形のすりあわせで、もしかすると当事者間で合意書なり契約書、利用条件の制約、制限が出る可能性もある。具体的に検討していただく必要があるか。

[産業労働局雇用就業部]

我々もそれなりのノウハウを持っているという自負もあるが、今回参加したことにより、今のままでいいのかという思いも職員の中に出てきており、いいきっかけになったと思っている。もし取り入れたい取組が出てくれば、ご指摘を踏まえ適切に対応して行きたい。

- 現場で確認するときに、必要に応じ、チェック項目の中で確認対象になるのか、個別ですりあわせをしていただきたい。
- 市場化テストを進めるにあたって、競争を契機としてよりよい事業にしていきたいと考えており、その心構えを産業労働局から説明していただいた。知的財産権など、ご指

摘いただいた問題については、充分踏まえた上で契約書での取扱いの検討を進めていかなければならないと考えている。

- モニタリングは別途契約するのか。

[事務局]

実施要項に入っている内容である。

- モニタリングの際に得た情報は秘密扱いか。

[事務局]

守秘義務はある。

【議題3】

- インセンティブ、ディスインセンティブは、例えばどんなイメージか。

[事務局]

事業評価において高い評価を受けた場合の次期選定時の反映や、目標就職率を上回った場合、委託料を上乗せするなどを検討して行きたい。国の事例もあるので参考にしたい。

- 契約上可能なのか。

[財務局契約調整]

検討が必要である。ただし、他局でやっている例もある。

- これは非常に重要だと思う。委託者と受託者は対立関係にあり、基本的に受託者はできるだけ手を抜こうとし、委託者はさぼらせないためモニタリング費用がかかる。インセンティブを入れることで受託者と発注者の目的を一致させる。就職率を上げるのが最大の目的であれば、そこにインセンティブを入れれば、ほっといても目的が一緒になり、あまり細かく対応しなくても良くなる。建設的に導入する方向で検討していただきたい。

[産業労働局総務部]

就職率の把握が年度をまたぐため、難しい面がある。単年度予算の問題もあり、クリアしないといけない。

[事務局]

考え方の問題。後期訓練については、例えば就職率を3月31日で締めるとか工夫の余地があると思う。問題点もあるが、きちんと検討したい。

- 指定管理者でインセンティブを結構やっている事例がある。債務負担行為をとってなくてもやっているのではないか。市場化テストにこだわらず、お考えいただきたい。費用対効果が確実に上がる。

- 資料4に施設内訓練とあるが、この内容は資料5の検証事項に入ってくるのか。

[事務局]

資料7に記載しているが、今後の選定に当たっては、施設内訓練も市場化テストの実施に含める形で検討していきたい。職業能力開発促進法との関係や偽装請負の問題もあるため、詰めなければならない課題もあるが、クリアする形で検討しようということで、事務方において詰めている。

- 検証事項についてのスケジュールはどうなっているか。

〔事務局〕

資料5については検証すべき時期ごとに区分している。施設内訓練も民間事業者からの要望があれば、実施する方向で7月の実施方針までに検討し、ご提示したい。資料5の最後の項目についてであるが、複数年契約については、民間事業者からの要望があり、検討が間に合えばやって行きたい。難しければ次年度以降の反映となる。低入札対応については、今後の実施状況を見て検討して行きたい。

- 低入札はなかなか難しい。どれぐらいあれば低入札といえるのか。
- 都の入札制度では、工事関係に関しては予定価格の3分の2から8割の間で一定の基準を置き、それ以下で一番安い札については一旦調査期間をおき、確認を行うこととしている。
- 総合評価方式ではどうか。

〔財務局契約調整〕

総合評価方式では、最低制限価格や低入札価格調査制度は無い。計算式をどうするかで対応している。

〔事務局〕

低入札価格を防ぐため、総合評価方式を導入している。モデル事業の実施状況を評価する中で、算定式の工夫が必要なのか検討していく。

- 選定の際に、価格が低くてもできると判断しているのではないか。できないと判断されたら、技術点も低いのではないか。

〔事務局〕

価格点と技術点は別々に評価するため、リンクはしていない。技術点を評価した後で入札書を開封するため、価格は技術点に反映されない。

- 計算式とは別に、技術点を評価するときは、価格は分からない。ある活動を1人月でやるとして、技術点は大丈夫だというときに、実は1人月10万円だとしても、できないとは判断できないということか。

〔事務局〕

そのとおり。

- 市場化テスト固有の問題ではないが、そこをリンクさせれば。計算式で制限するのは非常に恣意的なやり方であり、できればやらない方が良い。価格要素を踏まえた技術評価ができないか。総額はわからなくていいが、人件費の部分とか、チェックに必要な情報を技術審査の段階で得ることができないか。そういうことを含めて検討すべき。
- 知的所有権の件は、事業計画書の精査の項目に入れるか。プレゼンシートにはノウハウの内容も含まれてくる。

〔事務局〕

その辺も検証事項に入れておきたい。

- 議題2、議題3については了承をいただいたということによろしいか。
(了承)

【議題4】

- 「民間の教育訓練資源が不足している場合」とある。都内にはたくさんあると思うが、データがあるのか。

〔産業労働局雇用就業部〕

毎年の訓練科目見直しの際に、民間の情報を可能な限り収集している。科目を廃止するのもそれなりの数字の根拠を持ってやっている。

- 民間同士でもそのようなデータは活用できると思うが、(民間訓練の)「推進役」として、データを公表することはできるのか。

〔産業労働局雇用就業部〕

公表を前提としていない。精度等の関係から、内部の検討資料ということで整理している。

- 「推進」とは公共訓練のことか。

〔産業労働局雇用就業部〕

民間の有効活用や企業における人材育成の推進も大きい柱となっている。従来の「プレーヤー」としての役割にそれを付加している。

- 普通課程訓練について、公共サービス改革法によらないで市場化テストを実施することは可能か。

〔事務局〕

普通課程訓練の民間委託そのものが、職業能力開発促進法上できない。

- 「民間事業者等」の「等」とは何を指すのか。

〔事務局〕

一般の都民の方などである。

- 庁内からの提案というのは、市場化テストをやるべきという提案をもらうのか。その後の扱いはどうするか。

〔事務局〕

資料8にあるとおり、4月から概ね1ヶ月ほどかけて、民間事業者等及び庁内から意見を公募・取りまとめを行い、庁内関係部署と市場化テストの導入可能性について協議したい。委員の方々にも意見をいただきたい。選定が間に合えば、平成19年度の実施方針に載せていきたいと考えるが、事業によっては、突っ込んだ詳細な検討が必要な場合もあると考えられるので、その場合は平成19年度実施にこだわらず、平成20年度以降に向けて検討して行きたい。それについても委員会で説明をさせていただく。

- 公募にあたり、事務事業全般とはこういうものだという情報がどれくらい開示されるのか。

〔事務局〕

基本的には都の事務事業全てを対象とする。限定して聞こうとは考えていない。

- 何でも気がついたことは出してくれということか。どういう単位になるのか。

〔事務局〕

東京都のホームページに出ている内容程度で考えている。詳細は検討中である。

- 監理委員会は、都の市場化テストを推進する責任を担っている。推進する立場として

は、非常にいい方策で、画期的というか、都の先見性をあらわすもの。出した方がいいが意見が出てこないのは最悪であり、うまく建設的に意見が出てくる方向で考えてほしい。

- 非常に広範囲にわたると思うが、民間でやっていて、そこそこ採算がとれる業務になってくるのか。

〔事務局〕

そのとおり。

- 他の自治体ではどんな意見が出ているのか。

〔事務局〕

様々な意見が出ているが、内部管理的なものでは、研修の実施や広報業務、給与算定など民間でも同種の業務があるもの。事業的なものでは、施設の維持管理など、やはり民間にノウハウがあるものとなっている。民間に出していいのかという根源的な議論も業務の性質によっては必要になってくる。この辺についても都として一定の見解を持った上で、ご相談させていただきたい。

- 先日のマラソンとかはどうか。

〔事務局〕

私見だが、事業が安定してくれば民間に実施をゆだねるということもあり得ると思う。例えば国際映画祭も都がやっていたが、委託化した。事業の成熟度を踏まえて判断していくこととなる。

- 独立行政法人制度はどうか。

〔事務局〕

東京都では2法人しかなく、できたばかりである。大学と研究機関なので、部分的には委託しているが、それ自体を市場化テストにかけるのはそぐわないと考える。

- 公益法人が運営している美術館などはどうか。

〔事務局〕

今回は都の業務を考えている。美術館は公の施設であり、既に指定管理者制度を導入しており、その中で競争していただく。

- 事業を峻別しないで、都の事務事業全体を対象として意見を公募し、それに対する回答で整理する。その合理性を監理委員会でチェックするということか。

〔事務局〕

そのとおり。

- 最初から発注者側の論理で事業を絞ると、本来民間から見てできるのに意見が出てこない。そういうことが起こらないように全事業を対象とする。これは非常に高く評価できる。

- スケジュール的にはどうか。1ヶ月でできるか。とりあえず4月は1ヶ月として、継続的に募集とするとか。

〔事務局〕

検討したい。継続的に募集する仕組みも検討する。

- 都の方でも次に何をやるか明確なアイデアは持っていない。我々では限界がある。広くご意見をいただいて、内部できちんと検討した上で、官民競争でなく、委託化、指

定管理者、で対応することもある。今回公募してみて、より深めていく。きちんとしたものが聞けないとなれば、さらにやっていく。まずはこういう手法でやっていきたい。

- 意見公募を検討していることは、対外的には言っていないのか。

〔事務局〕

事業実施予定者決定のプレスの際には触れている。

- 拡声をしていただいて、公募して、いい提案をもらおう。期間は、4月から1ヶ月間公募した後も、継続的に行うということで。
- 20年度の事業実施予定者選定に、実績は何が加味できるか。9月までの実績か。

〔事務局〕

9月までの実施状況とアンケート結果くらいまでか。

- あるいは、修了後1ヶ月の就職状況か。

〔事務局〕

どの程度反映できるか検討したい。

- 議題4について了承いただいたということによろしいか。

(了承)

(5) 事務局より、委員会の内容確認

(6) その他

- ・ 本委員会の委員任期は平成19年3月31日となっており、年度空け早々に次年度分の委嘱状を送付させていただく。
- ・ 新たな監理委員会設置の際には、あらためて、委嘱させていただく。